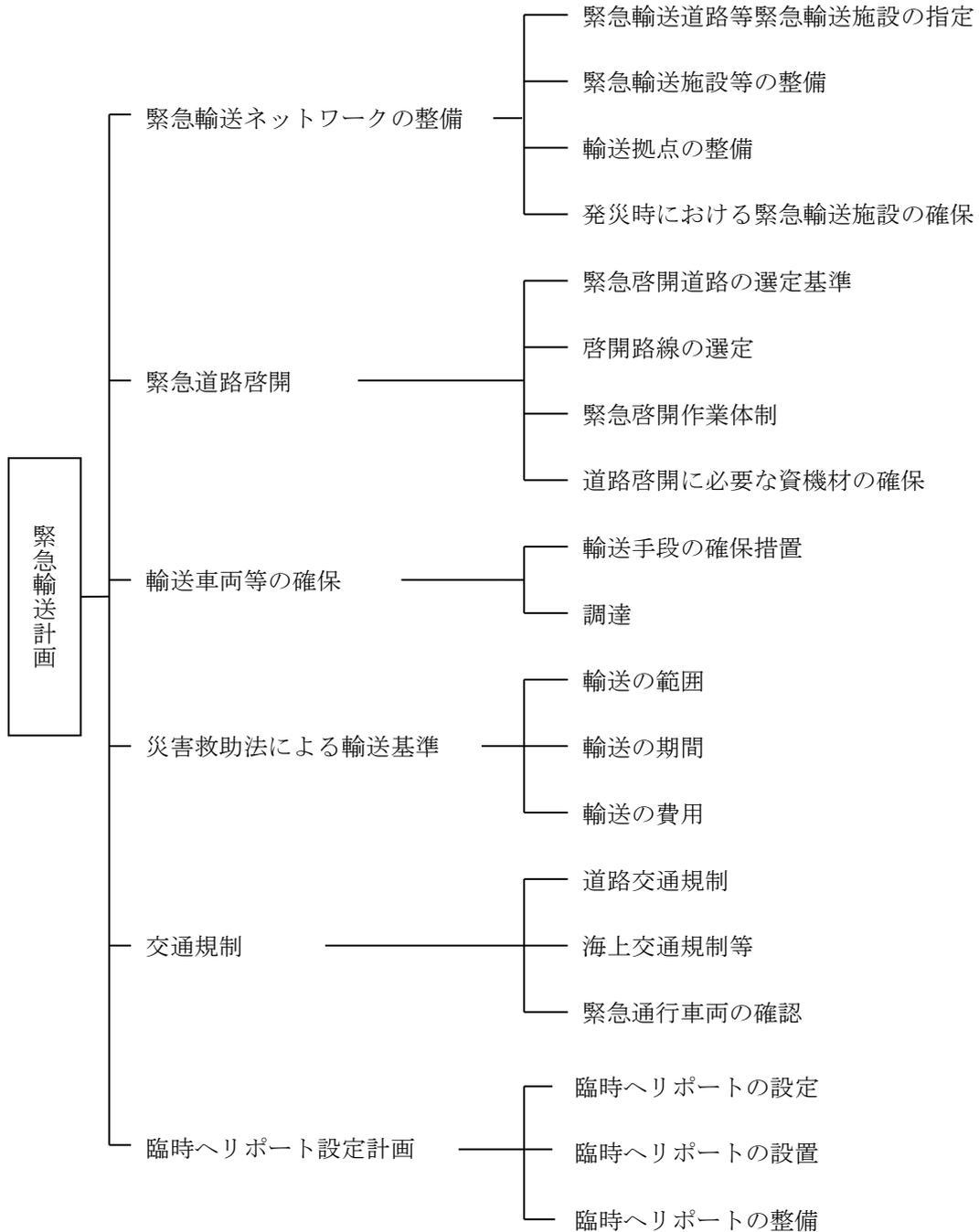


第8章 緊急輸送計画

基本的な考え方

災害発生時において、救出・救助活動、消火活動、救援物資、要員輸送等各種の災害応急対策活動の実施に当たって、緊急輸送の果たす役割は極めて重要である。

緊急輸送の確保は、情報の収集・伝達と並んであらゆる災害応急対策活動の基盤であり、緊急輸送ネットワークの整備、道路啓開、輸送車両等の確保について定める。



第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第1項 緊急輸送道路等緊急輸送施設の指定

1 町

町は、大規模災害時に物資の受け入れ、被災地への輸送、被災者の拠点医療機関等への移送等、緊急な輸送対応が確保されるような緊急輸送ネットワークを形成するため、緊急輸送道路を指定するとともに、緊急時の臨時ヘリポートの指定をし、緊急輸送ネットワークを整備する。

なお、県はこれに関連して、九州・山口9県災害時相互応援協定を締結している。

(1) 道路

町は、役場、広域輸送拠点及び隣接市町並びに拠点医療機関と接続し、また、これを補完する道路を緊急輸送道路として指定する。

指定基準

- ア 高速自動車道及び一般国道とこれにアクセスする道路
- イ 町役場と他市町を結ぶ主要幹線道路
- ウ 主要施設（広域避難所等）、警察署、消防署（出張所）を結ぶ道路
- エ 救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点を結ぶ道路
- オ その他主要な道路

(2) 臨時ヘリポート

空路による救援物資等の受け入れ並びに緊急輸送のための臨時ヘリポートとして、次のとおり指定する。

施設名	所在地
和木中学校グラウンド	和木町和木2丁目5番2号
蜂ヶ峯総合公園グラウンド	和木町大字瀬田紺屋作

第2項 緊急輸送施設等の整備

管理者は、緊急輸送施設として指定した施設について、施設の災害に対する安全性の確保等、防災対策に努めるものとする。

第3項 輸送拠点の整備

- 1 町は、県内他地域及び他県等からの緊急物資等の受け入れ、一時保管のための拠点を体育センターに定める。
- 2 輸送拠点の整備
輸送拠点の整備に当たっては、地域の社会特性（人口、交通施設の整備状況、交通利便性等）や被害特性を考慮し、必要に応じ備蓄倉庫等の整備を進める。
- 3 代替地の選定
災害の状況により、あらかじめ指定した輸送拠点が確保できない場合は、速やかに代替地（総合コミュニティセンター等）を選定確保する。

第4項 発災時における緊急輸送施設の確保

大規模災害時には、輸送拠点（体育センター）を開設するとともに、緊急輸送施設の確保を図る。

第2節 緊急道路啓開

緊急道路啓開とは、災害発生直後における道路上の各種障害物の除去及び道路施設の応急修復を行うことで、町、県は、各種救援活動を円滑に実施するため、次の基準により緊急度の高い順に第1次緊急啓開道路、第2次緊急啓開道路に区分し、各道路管理者は、この路線における障害物の除去、路面の亀裂等の応急補修を優先的に行うこととする。

第1項 緊急啓開道路の選定基準

1 第1次緊急啓開道路

- (1) 高速自動車道、主要国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等の幹線道路
- (2) 病院、消防署（出張所）、警察署等の実活動部隊の拠点を結ぶ道路
- (3) 町庁及び総合庁舎等（災害対策地方本部となる出先機関の庁舎）を結ぶ道路

2 第2次緊急啓開道路

- (1) 第1次緊急啓開道路と和木町役場庁舎を結ぶ道路
- (2) 第1次緊急啓開道路と主要公共施設を結ぶ道路
- (3) 第1次緊急啓開道路と救援物資等の備蓄倉庫を結ぶ道路
- (4) 他県、他市町の第2次緊急啓開道路との接続道路

第2項 啓開道路の選定

町は、県及び国土交通省中国地方整備局等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、これらを有機的に連携させた緊急啓開道路を選定する。

第3項 緊急啓開作業体制

1 緊急啓開路線の分担

啓開作業は、各道路管理者が行う。

なお、道路啓開に当たっては、被災地方公共団体、その他の道路管理者及び関係機関等と連携を図りつつ計画的に作業を実施する。

2 啓開作業

町は、町内の道路被害及び道路状の障害物等の状況を速やかに調査し、県に報告するとともに、所管する道路については、次のとおり啓開作業を実施する。

- (1) 所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況を速やかに調査するとともに、他機関からの情報収集に努め県に報告するとともに、緊急度に応じ啓開作業を実施する。
- (2) 道路の損壊、建物倒壊等による障害物の除去については、警察、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て実施する。
- (3) 特に避難、救出及び医療救護、緊急物資の輸送に必要な主要路線を重点的に優先して実施する。
- (4) 道路の確保に当たっては、2車線の確保を原則とするが、止むを得ない場合には、1車線とし、適当な箇所に車両の交錯ができる退避所を設ける。
- (5) 被害の規模、状況によっては、各関係機関と連携し、自衛隊の支援を県に要請するとともに、受入体制の確保に努める。
- (6) 道路啓開に必要な人員及び資機材を確保するため、建設業協会等関係団体の支援を要請する。
- (7) 除去作業は周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

【国土交通省（中国地方整備局）】

国土交通省（中国地方整備局）は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握し、所管する道路について啓開作業を実施するとともに、県からの応援要請を受けた場合には、必要な措置をとるものとする。

第4項 道路啓開に必要な資機材の確保

各道路管理者は、平素から道路啓開に必要な資機材の備蓄整備を行うとともに、建設業界等を通じて使用できる建設機械等必要な資機材確保に努める。

第3節 輸送車両等の確保

町及び防災関係機関は、災害時における応急対策の実施に当たり、必要な人員、物資、資機材等の輸送を円滑に行うため、輸送手段等の確保についての計画を定める。

第1項 輸送手段の確保措置

- 1 輸送手段の確保については、それぞれ応急対策を実施する機関が行うこととするが、災害が激甚で、これらの機関において輸送力の確保ができないときは、関係機関の応援を求めて実施する。
- 2 輸送方法については、車両による輸送、列車による輸送、船舶による輸送、航空機による輸送、人力による輸送等が考えられるが、被災地の地理的条件、社会的条件、被災状況等を総合的に判断して最も効率的で適切な方法によることとする。
このため町及び関係機関は、あらかじめ輸送力の確保に係る計画について定め、災害時の輸送力の確保を図るものとする。
 - (1) 車両による輸送
実施機関が所有する車両による輸送力の確保ができないときは、次の順序で借上等の措置を講じるものとする。
 - ア 公共的団体の車両
 - イ 営業所有者の車両
 - ウ その他の自家用車両
 - (2) 列車による輸送
道路の被害により自動車輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資、資機材を確保した場合などで、列車による輸送が適切であるときは、当該対策の実施機関は、J R西日本及びJ R貨物に要請して、列車輸送を行うものとする。
 - (3) 船艇による輸送
海上輸送を必要と認めるときは、当該対策の実施機関は、適宜次の措置を講じるものとする。
 - ア 海上保安部・署所属船艇への支援要請
 - イ 運輸局に対する海上輸送措置のあっせん又は調整の要請
 - ウ 漁業協同組合等の公共団体所有の船舶による輸送の協力要請
 - (4) 他の輸送手段が確保できない場合、自衛隊に対し必要な要請を行うものとする。
 - ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請
 - イ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

第2項 調達

- 1 町は、あらかじめ定める輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両及び車両用燃料の調達先、活用場所等を明確にし、必要人員及び物資等の輸送手段を確保するものとする。
- 2 町が運用調達する運送車両等に不足が生じた場合又は生じるおそれがあると予想される場合には、次の事項を明示して、他の市町又は県にあっせんで依頼するものとする。
 - (1) 輸送区間及び借上期間
 - (2) 輸送人員又は輸送量
 - (3) 車両等の種類及び必要台数
 - (4) 集結場所及び日時
 - (5) 車両用燃料の給油所及び給油予定量
 - (6) その他参考となる事項

【中国運輸局、九州運輸局】

災害発生に伴い、災害輸送の必要があるときは自動車運送事業者、船舶運航事業者及び港湾運送事業者に対して、輸送力確保に関しての措置をとるよう指導を行うとともに、県の要請により、船舶、車両等の調達あっせんを行う。

【海上保安部・署】

 - 1 町又は県から傷病者、医師等の緊急輸送について要請があった場合、所属船艇及び派遣船艇、航空機等により緊急輸送活動を実施する。
 - 2 飲料水、食料等の救援物資の輸送について、その輸送の緊急度及び災害応急対策の実施状況を考慮して、その要請に応じるものとする。

【指定公共機関・指定地方公共機関・公共的団体・関係業者等】

災害発生時に、県又は町等から輸送力確保に係る協力要請があった場合、これの確保に協力す

る。

1 日本貨物鉄道株式会社
災害り災者救じゅつ用寄贈品に対する運賃減免

災害の種類	被害の状況
地震火災	・200世帯以上の住家又は町全住宅の焼失又は倒壊
風水害・海しょう	・500世帯以上の住家の床上浸水 ・300世帯以上の住家の流出倒壊
爆発	1 家屋300世帯以上又は町全住家の焼失倒壊 2 死傷者（軽傷のものを除く。）50人以上
事変等その他の事故	

(1) 割引対象となる災害の程度

(注) 被害状況のうち大破・半壊又は半焼は含まないものとする。

(2) 災害割引の条件

災害種別	貨物の種類	荷送人	荷受人	減免期間	条件等
地震火災	り災者救じゅつ用寄贈品	制限しない	り災地の知事、地方事務所長、町長、日赤社長、又は支部長	1月	1 託送の際、寄贈者が特に受取人を指定することなく、無償でり災者に寄贈するものであることを申告した者で、かつ、その配布方法について別に条件をつけないものに限る。 2 災害対策本部長のように執行機関として機能をもたないものは、荷送人として認めないものとする。 3 寄贈品は、直接り災者を救助するため必要と認められるものであって、商品見本のように災害復旧用として将来必要となるべきものを知事等あてに送られるものは含まないものとする。
地震火災	り災者救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁又は日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1月	託送の際、官公庁又は日本赤十字社において、り災者救護のため使用する物品又はその返送品であることを申告すること。
風水害	り災者救じゅつ用寄贈品（再植用稲苗、もみを含む）	制限しない	り災地の知事、地方事務所長、町長、日赤社長又は支部長	1月	地震火災の場合に同じ。

災害種別	貨物の種類	荷送人	荷受人	減免期間	条件等
風水害	り災者救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁又は日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1月	地震火災の場合に同じ。
爆発及びその他	り災者救じゅつ用寄贈品	制限しない	り災地の知事、地方事務所長、町長	1月	地震火災の場合に同じ。
爆発及びその他	り災者救護材料 官公庁又は日本赤十字社の救護員が救護のため使用する物品及びその使用後返送するもの	官公庁又は日本赤十字社	官公庁又は日本赤十字社	1月	地震火災の場合に同じ。

2 日本通運株式会社

- (1) 災害の規模により、県内の日本通運保有車両による輸送力の確保を図るとともに、他県所在の車両の応援を求める等の措置を講じる。
- (2) 町及びその他の防災関係機関から輸送の協力要請があった場合は、この計画の体制による。
 - ア 組織

県内に災害が発生し又は発生のおそれがある場合は、下関統括支店に総括本部を、県内各支店（下関、徳山、防府、宇部）に防災本部を設ける。
 - イ 防災本部間の関連

下関統括支店総括本部は、各支店防災本部の総合的調整を行う。
 - ウ 災害時における町、県、防災関係機関への協力体制
 - (ア) 県からの輸送協力要請にあっては、下関特定支店が受理する。
 - (イ) 町等からの要請は、「災害時における日本通運株式会社系統」による第1・第2連絡先（最寄りの支店、営業所等）又は各支店防災本部が受理する。
 - エ 各支店防災本部の連携措置
 - (ア) 輸送の要請 ----- 支店防災本部において臨機の輸送措置を講じる。
 - (イ) 関係支店防災本部 ----- 下関統括支店総括本部に要請及び措置の内容を連絡する。
 - (ウ) 下関統括支店総括本部 ----- 各支店防災本部・下関統括支店総括本部を中心として総合対策を樹立する。

3 防長交通株式会社

- (1) 災害時、町等から人員輸送の協力依頼を受ける場合は、「防長交通株式会社災害時連絡系統図」による本社営業部又は各営業所（出張所）で要請に応じる。
- (2) 協力依頼を受理したときの措置
 - ア 営業（出張）所長は、町又は県から協力依頼を受理したときは、予備車をもって輸送力を確保する。
 - イ 受理営業所において協力要請に対応できる車両が不足したときは、隣接営業所に応援を求めて確保する。

ウ 上記の措置を講じてもなお輸送力が確保できないとき又は大規模な災害で、数営業所を統合してその対策を必要とするときは、本社運輸部（路線課）が全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

4 サンデン交通株式会社

- (1) 災害時、町等から人員輸送の協力要請を受けたときは、「サンデン交通株式会社災害時系統図」による本社自動車営業課又は営業所で要請に応じる。
- (2) 営業所においては、予備車をもって輸送力を確保する。
- (3) 営業所の予備車で輸送力を確保できないとき又は大災害により多数の輸送車両を必要とするときは、本社自動車営業課において全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

5 中国 J R バス株式会社

- (1) 災害時、町から人員輸送の協力要請を受けたときは、「中国 J R バス株式会社災害時連絡系統図」による本社又は営業所で要請に応じる。
- (2) 営業所においては、予備者をもって輸送力を確保する。
- (3) 営業所の予備車で輸送力を確保できないとき又は大災害により多数の輸送車両を必要とするときは、本社において全般的な配車を考慮し、輸送力の確保に努める。

第 4 節 災害救助法による輸送基準

第 1 項 輸送の範囲

救助法による救助実施のための輸送の範囲は、次のとおりである。

- 1 災害を避難させるための輸送
町長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離避難等を行う場合の輸送。
- 2 医療及び助産のための輸送
 - (1) 重症患者で救護班の処理できない場合等の病院又は産院への輸送。
 - (2) 救護班が仮設する診療所等への入院又は通院のための輸送。
 - (3) 救護班の人員輸送。
- 3 災害者の救出のための輸送
救出されたり災害者の輸送及び救出のための必要な人員、資材等の輸送。
- 4 飲料水供給のための輸送
飲料水の輸送及び確保のために必要な人員、ろ水器その他の機械器具、資材等の輸送。
- 5 救済用物資の輸送
災害者に支給する被服、寝具、その他の生活必需品、炊出用食料、薪炭、学用品、医薬品、衛生材料及び義援物資等の輸送。
- 6 遺体の捜索のための輸送
 - (1) 遺体処理のための救護班員等の人員の輸送及び遺体の処置のための衛生材料の輸送。
 - (2) 遺体を移動させるための遺体の輸送及びこれに伴う必要な人員の輸送。
- 7 輸送の特例
応急救助のため、輸送として上記 1～6 以外の措置を必要とするときは、町長は知事に要請し、知事は、厚生労働大臣に対して特別基準の協議を行うものとする。

第 2 項 輸送の期間

- 1 救助法による各救助の実施期間中とする。
- 2 各種目の救助の期間が厚生労働大臣の承認により延長（特別基準）されたときは、その救助に伴う輸送の期間も自動的に延長させるものとする。

第 3 項 輸送の費用

- 1 輸送業者における輸送又は車両、船舶の借上のための費用は、本県の地域における慣行料金（国土交通省認可料金以内）によるものとする。
- 2 輸送実費の範囲は、運送費（運賃）、借上料、燃料費、消耗器材費及び修繕料とする。
- 3 輸送業者以外の者の所有する車両、船舶の借上に伴う費用（借上料）は、輸送業者に支払う

料金の額以内で、各実施期間が、車両等の所有者と協議して定めるものとする。

- 4 官公署及び公共的団体（農業協同組合等）の所有する車両、船舶を借上げる場合は、原則として使用賃借によるものとし、特に定めがない限り無償とする。（燃料費、運転者付きの場合の運賃、修繕料の負担程度とする。）

第5節 交通規制

災害時における交通の確保は、避難救出、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援救護活動を円滑に実施するためには極めて重要となることから、交通の確保に必要な交通情報の収集・伝達及び交通規制その他の必要事項について定める。

第1項 道路交通規制

1 交通規制の内容

災害発生直後における交通混乱を最小限に止め、被災者の安全な避難と緊急運行車両の通行を確保することを重点に、次の交通規制を実施する。

(1) 規制の実施区分

被災地域の人口集中地域を対象に、第一次規制、第二次規制の区分を設け、路線の規制を行うとともに、必要に応じて地域指定して、規制を実施する。

ア 第一次規制

災害発生直後における交通混乱を最小限に止めるため

- (ア) 被災地域方向へ向う車両の通行禁止等の交通規制を実施し、流入交通の抑制をする。
- (イ) 避難車両の通行路を確保し、被災地域からの流出交通の整理・誘導を実施する。
- (ウ) 救出、救助、消火、医療救護活動等の緊急通行車両の通行を確保し、交通の整理・誘導を実施する。

イ 第二次規制

- (ア) 緊急交通路を指定し、緊急通行車両の通行を確保する。
- (イ) 一般車両の流入、通過交通の抑制を図る交通規制を実施する。
- (ウ) 被災地域住民の生活道路の確保のための交通規制を実施する。

(2) 規制の実施種別

実施者	規制種別	規制理由等	規制対象	根拠法令
公安委員会	通行の禁止又は制限	県内又は隣接県、近接県に災害が発生し又は発生しようとする場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため必要があるとき	緊急通行車両以外の車両	災対法第76条第1項
同上	同上	県内の道路に、災害による道路の損壊等危険な状態が発生した場合において、その危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要がある時	歩行者車両等	道路交通法第4条第1項
警察署長	同上	上記の場合において、他の警察署の所管区域に及ばないもので、期間が1ヶ月を超えないものについて実施するとき	同上	道路交通法第5条第1項
警察官	同上	災害発生時等において交通の危険を防止するため、緊急措置として、必要があると認めるとき	同上	道路交通法第6条第4項
道路管理者	同上	道路の破損、決壊その他の事由により、交通が危険であると認めるとき	同上	道路法第46条第1項

2 交通情報の収集伝達

警察本部（交通管制センター）は、道路管理者等と連携して、交通情報を収集するとともに、各種広報媒体を活用して、地域住民及び広く道路利用者に対して情報伝達を実施する。

(1) 交通情報の収集

管制施設（カメラ等）、航空機（ヘリコプター等）、車両（パトカー、二輪等）、警察官等により、次の事項を調査する。

- ア 幹線道路の被害状況
- イ 交通規制の実施状況
- ウ 鉄道、駅等の被害状況
- エ 交通の流れの状況
- オ その他

(2) 交通情報の伝達

収集した交通情報は、次の広報媒体を活用して、広報を実施する。

- ア 管制施設（交通情報板、路側通信等）
- イ ラジオ、テレビ等の放送施設（日本放送協会、民放各社等）
- ウ 日本道路交通情報センター
- エ その他

3 交通規制の実施要領

(1) 第一次交通規制

災害発生と同時に次の要領で規制措置を実施する。

- ア 被災地域への流入交通の抑止
 - (ア) 被災地域における救援、救護活動を円滑に実施するため、被災地域に向かう車両に対して、被災地域外の交通要所において緊急通行車両以外の車両の流入抑止の規制広報を実施する。
 - (イ) 迂回措置の可能な地点において、警察官等により、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両通行禁止措置を行うとともに、一般通行車両の迂回誘導を実施する。
- イ 避難車両の流出誘導の実施
 - (ア) 被災地域内にある道路のうちから避難交通路を確保し、交通の要所において、避難車両の流出誘導を実施する。
 - (イ) 被災地域内にある一般車両もできるだけ迅速に被災地から離れるよう整理、誘導する。

(2) 第二次交通規制

ア 緊急交通路の指定

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、次により規制を実施する。

- (ア) 緊急交通路の指定に併せて、通行妨害となっている物件を除去する。
 - (イ) 迂回措置の可能な地点において、被災地に向かう緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制及び一般車両の迂回についての広報を実施する。
 - (ウ) 規制起点については、検問を実施し、一般車と緊急通行車両を区分けし、一般車については、他の路線に迂回誘導する。
- イ その他の交通規制の実施
- (ア) 道路交通法上の規制を有効に活用して、一般車両の被災地域への流入抑止を図るとともに、路線を指定して、被災地域への出入りの交通路を確保する。
 - (イ) 被災地域内の生活道路の確保を図る。

(3) 警察官等の規制実施体制及び規制資機材の活用

ア 警察官等の規制実施体制及び隣接県、近隣県等を含めた広域的な交通規制の必要がある場合、県公安委員会は、これらの県の公安委員会に対して交通規制及び広報について要請する等、相互の連携を取りながら実施する。これらについては、別に定める。

イ 交通規制に当たっては、道路交通法第4条第5項に基づく道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識、災対法第76条第1項の規定に基づく、同法施行規則第5条第1項に定める標識及びロープ、防護柵等の装備資機材を有効に活用して実施する。

ウ 道路交通機能を確保するため、警察官等による交通整理、誘導を行うほか、信号機の早期機能回復を講じる。

4 交通規制用資機材及び道路交通機能確保用資機材の整備

交通規制措置に必要な所要の資機材及び電力停止に対応した信号機装置の整備を計画的に行う。

5 被災現場措置

(1) 現場措置

災対法に基づいて、警察官、自衛官、消防吏員は、通行の禁止又は制限に係る区域又は区間において、次の措置を行うことができる。

区分	項目	内容	根拠条文
警察官	応急対策の障害となる車両及び物件の移動等の措置命令	車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外への移動等の必要な措置をとることを命じることができる。	災対法第76条の3第1項
	命令措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいない場合の措置	上記措置を命ぜられた者が措置をとらないとき又は命令の相手方が現場にいないときは、自らその措置を行うことができる。	災対法第76条の3第2項
	移動措置に係る車両その他の物件の破損行為	上記措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。この場合通常生ずべき損失の補償を行うことになる。	災対法第76条の3第2項
自衛官 消防吏員	警察官がその現場にいない場合の措置	それぞれの緊急通行車両の通行を確保するため、上記警察官の権限を行使することができる。	災対法第76条の3第3項、第4項
	命令、措置を行った場合の管轄警察署長への通知	ア 命令に係る通知 命令を実施した場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、様式により、行うものとする。 イ 措置に係る通知 措置をとった都度、措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は管轄する県警察本部交通部交通規制課を経由して、様式により行うものとする。 (ア) 措置を行った場合、措置にかかる物件の占有者、所有者又は管理者の住所又は氏名を知ることができないときは、その理由及び措置に係る物件の詳細な状況を通知書に記載するものとする。 (イ) 破損行為を行った場合は、原則として、破損前後の写真を撮影するとともに、損害見積りを添付の上、通知の際送付するものとする。	災対法第76条の3第6項

(2) 車両運転者の義務

項目	内容	根拠条文
移動措置の義務	通行禁止等が行われたときは、速やかに、車両を指定区域の道路外に、また、指定道路の区域外に移動しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動困難な場合の退避義務	移動困難な場合は、できる限り道路左側に添う等、緊急通行車両の通行の妨害とならないような方法で駐車しなければならない。	災対法第76条の2第1項、第2項
移動等の命令に対する受認義務	警察官の移動又は駐車命令に従わなければならない。	災対法第76条の2第4項

(3) 公安委員会の規制内容等の周知措置

ア 公安委員会は、災対法に基づく規制を行った場合（又は行う場合）、町内の居住者等に対して規制内容等の周知措置を行うものとする。

イ 県（交通安全対策班）は、通行者の安全確保を図るため、警察、道路管理者との調整及び県民への災害時交通安全について、周知措置を行うものとする。

6 道路管理者に対する要請

公安委員会は、災対法に基づく規制を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定及び必要な措置を執ることを要請することができる。

第2項 海上交通規制等

海上における災害の拡大防止及び船舶による被害の発生防止等を図るため、情報の収集、航行規制等について必要な事項を定める。

1 被害状況の把握

海上保安部・署は、関係機関と密接な連絡を取るとともに、巡視船艇、航空機を活用し、次に掲げる事項に関する情報を積極的に収集する。なお、海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集に支障を来たさない範囲において、陸上における被災状況に関する情報の収集を行う。

(1) 被災状況

ア 船舶、海洋施設、港湾施設等の被災状況

イ 水路、航路標識の異常の有無

ウ 石油コンビナートの被災状況

(2) 港内の状況

ア 在泊船舶の状況

イ 船舶交通の輻輳状況

(3) 被災地周辺海域における船舶交通及び漂流物の状況

(4) 港湾等における避難者の状況

(5) 関係機関等の対応状況

(6) 海上及び沿岸部の被災状況に関する情報収集の実施に支障を来たさない範囲において、陸上における被災状況に関する情報収集を行う。

(7) その他発災後の応急対策を実施するうえで必要な事項

2 規制措置

(1) 在港船舶に対する措置

ア 海上保安部長・署長、港長は、在港船舶の安全を確保するため、海上保安庁法等に基づき、在港する船舶に対して移動（避難）を命ずる。

イ 港長は、港則法に基づき、危険を防止するため必要と認められる場合、特定港内において修繕中又はけい船中の船舶に対し、必要な船員の乗船を命ずる。

(2) 入出港する船舶に対する措置

海上保安部・署長、港長は、状況に応じて、被災地の港湾に入出港する船舶に対して、航行の制限、禁止、避難勧告等所要の措置を講じるとともに、船舶が輻輳する海域等において交通整理を行う。

第3項 緊急通行車両の確認

災害発生時において県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限等の交通規制を行った場合において、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認が必要となることから、この確認について次により行う。

1 確認実施機関

- (1) 県が保有し、応急対策活動に使用する車両及び応急対策活動に必要として調達した車両については、知事が確認を行う。
- (2) 県が確認する車両を除いた他の車両については、県公安委員会が行う。

2 確認対象車両

災害発生後の被災地の状況等に応じて、応急復旧のための人員及び資機材輸送に必要な車両について、緊急度、重要度等を考慮し実施するものとする。

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて概ね以下のとおりとするが、輸送活動に当たっては、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して行う。

(1) 第1段階

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品、透析用水等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- カ 災害応急対策用車両

(2) 第2段階

- ア 上記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地以外への輸送
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- オ 応急復旧対策用車両

(3) 第3段階

- ア 上記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ 生活必需品

3 緊急通行車両確認証明書等の交付

緊急通行車両確認証明書の発行は公安委員会（警察本部及び警察署）又は県（物品管理班）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

第6節 臨時ヘリポート設定計画

大規模災害が発生した場合、救急患者の移送、緊急物資の輸送等にヘリコプターの活用が見込まれる。

このため、災害時のヘリコプターの離発着場（臨時ヘリポート）の設定について、必要な事項を定める。

第1項 臨時ヘリポートの設定

1 臨時ヘリポートの確保

- (1) 町は災害時の対応に備え、地域内に臨時ヘリポート予定地を確保している。
臨時ヘリポート予定地-----和木中学校グラウンド、蜂ヶ峯総合公園グラウンド
- (2) 県は、大規模災害時の物資輸送等に対応するため、各市町が確保した予定地のうちから、広域市町圏域に1箇所の広域臨時ヘリポートを選定する。

2 臨時ヘリポートの選定

- (1) 県消防防災ヘリコプターの臨時ヘリポート予定地については、町長が県（防災危機管理課）と協議し定める。
- (2) 自衛隊のヘリコプターの臨時ヘリポートの予定地については、町長が県経由（防災危機管理課）により、陸上自衛隊第17普通科連隊（第13飛行隊）と協議し、現地調査の上、定める。
- 3 臨時ヘリポートの選定条件
臨時ヘリポートの選定条件としては、概ね、次の要件を満たすものであること。

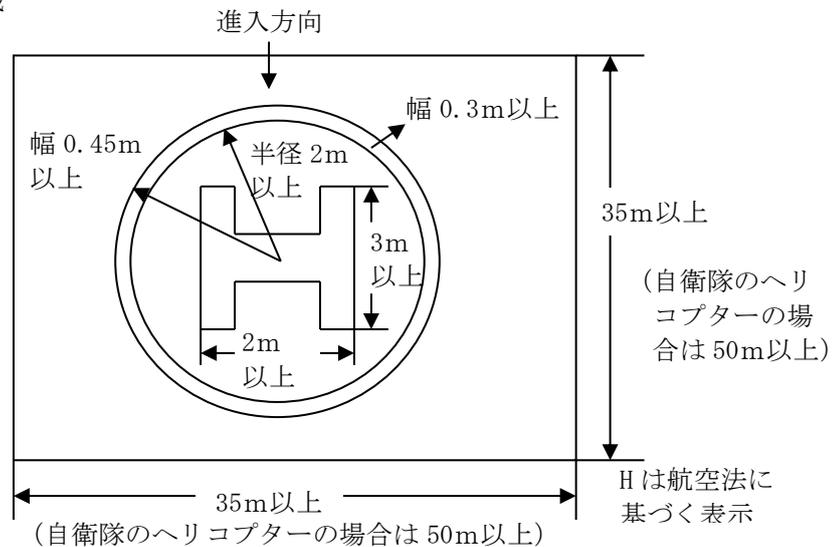
具体的事項	備考
1 着陸帯は、平坦な場所で展圧されていること。	コンクリート又はアスファルトで舗装されていることが望ましいが、堅固な場所であれば土又は芝地でも着陸可能である。
2 着陸帯の地表面には、小石、砂又は枯草等の異物が存在しないこと。	風圧による巻き上げ防止、あるいはエンジン等に異物が混入するのを防ぐため、着陸帯の清掃、設置面が土の場合は散水等をしておく。
3 着陸帯の周囲に高い建造物、密生した樹木及び高圧線等がないこと。	
4 ヘリコプターの進入及び離脱が容易に実施できる場所であること。	進入離脱の最低条件 ・消防防災ヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約35m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・自衛隊のヘリコプターについては、着陸地点中心から半径約50m以内は平坦で、障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約100m以内は高さ1.2m以上の障害物がないこと。 ・着陸地点中心から半径約150m以内は高さ2.0m以上の障害物がないこと。
5 天候による影響の少ない場所であること。	山岳地に設定する場合は、できるだけ乱気流（風）の影響が少なく、雲等に覆われない場所を選定する必要がある。

第2項 臨時ヘリポート設置

1 ヘリポートの表示

ヘリコプターによる救援を要請した者は、ヘリコプターの着陸地点に次の標識を掲げるものとする。

(1) ヘリポートの標識



(2) 標示方法

表示場所の区分	具体的事項
地面の固い所	石灰（その他白い粉末）等で、規定どおり標識図を表示する。 （注）ヘリコプターが着陸する場合、風圧が強いので、吹き飛ばされやすいもの（布類等）は使用しない。
積雪のある所	周囲が雪の場合は、色彩ペイント等を使って標識図を表示する。 （注）原則として雪の積もっている所への着陸は困難である。このため、ヘリコプターが着陸するのに必要な最低面積（3.3m×3.3m）の雪を取り除き周囲を踏み固める。（自衛隊のヘリコプターの場合は5.0m×5.0m）
風向認識の表示	ポール等に紅白（紅白がない場合は識別しやすい色）の吹流しを掲揚する。 （注）ポール等（3m以上）の位置は、ヘリポートの地点に立てる。この場合、離発着の障害とならない地点を選定する。

第3項 臨時ヘリポートの整備

町は、災害時のヘリコプターの活用に対応できるよう、臨時ヘリポートの確保整備に努めるものとする。